明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務七一～七三）　一

省令

○総務省令第七十一号

地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百三十六号）の施行等に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月二十二日

総務大臣　松本　剛明